

第10回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和2（2020）年8月28日（金）午後7時～

場所：やわらぎ会館4階多目的ホール

1. 開催要件の確認について

委員15名中13名が出席しており、審議会が成立することが事務局から報告された。

【副会長】

会長が10分ほど遅れて来られるということですので、それまで進行したいと思います。

今日は暑い中、そして急な雨の中、お集まりいただきありがとうございます。10回目ということで、前回に引き続き、条文の内容の確認をしていくことになります。

今日は大きく2つすることがありまして、前回の審議会から残っている条例の前半部分、第5条から第11条までの意見出しと、前回皆さんから意見をいただいて事務局で修正をしていただいた前文から第4条までの内容の確認です。

短い時間ですが、濃い議論ができたと思いますので、皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。

【会長】

皆さんこんばんは。今日は少し出遅れてしまい、すみませんでした。

前回議論いただいた前文から第4条については、第5条から第11条までの議論が終わった後に、修正点等含めて説明させていただきたいと思います。

2. 条例素案及び逐条解説（前半部分）について

事務局から、資料「（仮称）王寺町まちづくり基本条例 条文素案&解説案 前文及び第1条から第11条」をもとに、第5条から第11条までの条文素案と解説案の説明後、3～4人1グループで説明箇所について意見交換を行った。その後、全体で議論を行った。

○第6条 議会及び議員の責務

◇委員からの意見

第6項に「議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければなりません。」とあるが、町民の参画と協働の観点から、請願を受け付けるという文言を付け加えてもよいのではないか。

◇会長の見解

町民の請願権は法律に定めがある。こういったものを加えてはどうかということで意見があった。

議論のまとめ

条文に「請願権」についての記載をするかを検討。次回審議会で判断。

○第7条 行政の責務

◇委員からの意見

- ・民間でまちづくり活動を行うにあたっては、多様なコミュニティで、いろいろな活動を行うことになる。その際、情報の集約や連結点としての役割を行政が果たしていくとうまくいくと思うので、第3項の役割の中で「情報の連結、集約、調整を担う」という書き方をしてはどうか。自主的な活動がいくつもできてきたときには調整役が大事で、行政の役割は大きい。「情報の連結点、集約点、調整」など、具体的な役割を条文に入れた方がよい。
- ・行政が行っていた業務をまちづくり協議会のような民間に移すような場面を想定していた。民間に移したら、移した後のことは関与できないということが起こり得る。まちづくり協議会が自律的で、それぞれの個性を尊重してまとめていけば良いが、そうでない場合に、もう任せただから行政の責任は無いとなったら怖い。行政に何でもやってほしいということではなく、まちづくり協議会がうまくいっていないときには調整役として必要だと思い、文言として入れておいた方がよいのではないか。
- ・まちづくりの主体は町民であり、そのことを担保するために行政はこういったことに努めなければならないと第7条にある。今の意見は、行政に大きな負担をかけてしまうことだと思う。第7条の主旨は、まちづくりの主体は町民であるということと、そのことを担保するために行政に負担をかけることなので、そのバランスをどう考えるか。

◇会長の見解

第7条は、まちづくりや自治の活動の中で、行政がどういう責任を負えばよいかを書くというのが狙い。

町民がまちづくりの主体だということはこれまでに議論したが、第7条では行政側がどこまで責任を持つのかを書いてあると理解いただければ。

もちろん、行政がどこまで責任を持つのかという内容については意見があるかと思うので、本当にバランスが取れているのかについては検討する必要がある。

議論のまとめ

条文の中に、「まちづくり活動において行政が町民間の調整役を担う」という内容を加えて案を修正。次回審議会にて事務局より提示し、現在の条文と比較検討する。

○第8条 町長及び町職員の責務

◇委員からの意見

- ・なし

議論のまとめ

今回提案の条文案を採用

○第9条 総合計画

◇委員からの意見

- ・第9条の中で、「まちづくりの基本原則に基づき、町政運営の指針として」とあり、第8条第2項では、「自治の推進」という言葉が使われている。「まちづくり」、「町政」、「自治」という言葉が混在しており、合わせられるのであれば合わせた方がよいのではないか。

◇会長の見解

「まちづくり」、「町政」、「自治」、それぞれの条文が置かれているところでは明確に位置づけられているかと思うが、比較的意味内容として重なるところがあるので、どう分かりやすくしていくか、明確な使い分けをしていくかというのはポイントかもしれない。総合計画の情報は、一般的に他のまちづくり基本条例で使われているものも多い。

議論のまとめ

今回提案の条文案を採用

○第10条 情報の公開及び個人情報の保護

委員からの意見

- ・なし

◇会長の見解

第10条「情報の公開及び個人情報保護」も一般的に、大原則として入れておかなければならない条項だと考える。

議論のまとめ

今回提案の条文案を採用

○第11条 危機管理

【会長】

「危機管理」の条項を記載する自治体が全国的にも増えてきている。
新型コロナウイルス感染症対策は「危機管理」に入るのか、などいろいろ議論はあるが、意見をいただければ。

◇委員からの意見

- ・第2項、第3項の行政について、自主的に防災組織を作るという主旨は正しいと思う。ただし、先ほどと同じく情報の連結点が必要になってくると思う。
自主的な防災対策の中で足りないところを集約し、行政として何をしなければならないのか検討する必要があり、第11条についても情報を集約する機能を行政が担う旨を明記した方がよい。

- ・第4項の中で「互近助」という言葉が使われている。「互近助」という言葉は一般的ではないので、解説を入れることは大切だが、条文案と逐条解説案では、ただ前後の文言が変わっただけで同じことを書いてあるので、どちらか一方で記載すればよいのではないか。
- ・第1項から第3項までは「行政」が主語になっており、第4項では「町民」が主語になっている。第1項から第3項までを「行政の責務」、第4項を「町民の権利及び責務」に入れる形にするとすっきりするのではないか。

◇会長の見解

- ・一般的にも、情報集約と適切な情報発信は災害対策の基本と言われている。このことについて、もっとしっかりと書き込んでよいのではないかという意見をいただいた。
- ・「互近助」について、条文と解説のどちらで考えるかは難しいが、新しい言葉が使われているので、解説をしっかりしていく方がよいか。この点は、次回までに事務局で工夫し、それについて検討できれば。

議論のまとめ

今回提案の条文案を採用

3. 前回審議事項の修正案について

事務局から、「前回（第9回）審議会反映条例素案」、「王寺町まちづくり基本条例素案（あとがき有）」をもとに、前文から第4条までの条文案及び逐条解説案の修正箇所の説明後、3～4人1グループで前文から第4条について意見交換を行った。その後、全体で議論を行った。

○前文

【会長】

委員の1人から、前文案「王寺町で暮らす十七条のめあて」の提案があったので、説明いただく。

【委員】

前回審議会に出た「楽しい気持ちになって、思わずページをめくりたくなるような前文に」という意見をヒントに、文章にした。

上に詩のようなものがあり、その後に前文が始まるという構成。親しみを感じてもらうために、呼びかける文章にしている。

また、人が一気に読める文字数が100字から150字ということで、この文章は、詩の部分を除くと145文字になっている。

◇委員からの意見

- ・前回の審議会の反映分の訂正の中で、「社会潮流が変化する中においても」という文言があるが、「潮流」という言葉の意味の範囲が狭すぎるので、「社会情勢」としてはどうか。
- ・「シビックプライド」という言葉だが、普通は「郷土愛」や「まち自慢」といった言葉を使うが、

そのニュアンスとは違うのだと思うので、言葉の説明をいただきたい。

【事務局】

- ・「社会潮流」と「社会情勢」のどちらを使うのかについては、総合計画の中で「社会潮流」が使われているため、引用している。
- ・「シビックプライド」の説明について、自分たちのまちを自分たちで良くしていきたいという思いは、「郷土愛」という言葉では言い表せられないということで、「シビックプライド」という言葉を使っている。

【委員】

- ・「社会潮流」の部分について、「社会潮流、社会情勢、環境が劇的に変化する中において」といろいろと付けてみてもよいのではないか。
- ・前文とあとがきをどうするかという問題について、今日の資料を見た率直な意見だが、前文をあとがきと分けたものは本当にこれでキャッチーなのか疑問。単に短くなっているという印象。また、あとがきが条例の最後にあるが、これこそ誰も見ないのではないかと思う。前文は、修正案から言葉を短くしたり文章のつながりを変えたりしたものがよいのではないか。委員提案の前文のようにキャッチーにしようとするのであれば、それはそれでよいと思うが、単にあとがきと分けて書くのであれば意味はないかと思う。委員提案では条例の名称を「十七条のめあて」とされているが、この表題では条例で伝えたいことが伝えきれないと思う。
- ・「最下流」という言葉の修正案として、「156の河川を集めた大和川が大阪に注ぐ奈良県の出口」と書いているが、盛り込みすぎてかえってややこしいかと思う。シンプルに「奈良盆地唯一の水の出口に位置し」としてはどうか。そうすると、その後の「水運の要所」という文言との整合性も取れる。
- ・委員提案の前文は、めくりたくなるような文章を作っていた。子どもでもずっと頭に入ってくる文章で、とてもわかりやすい分、前文より後の文章が難しく感じてしまう。それならば条例とは別に、子ども用に文章をほぐしたものを作るのがよいと考えた。
- ・委員提案の前文は私が初めにイメージしていたものだった。簡単でシンプルなものにして、細かいところは逐条解説で説明したらよいと考えていた。
- ・まちづくり基本条例を学校で勉強する機会はあるのか。審議会の最初に、条例は中学生でも理解できるものを作るということで進んでいた。まちづくりの主体は町民で、その中にはあなたたちも入っていますよ、と子どもたちも取り込んでいくような機会があればよいと思う。また、事務局作成の前文はボリュームが大きすぎると感じる。
委員提案の前文は、聖徳太子の十七条ということで書いてあり、気恥ずかしい気持ちがある。

【事務局】

- ・まちづくりへの関心の機会の創出ということで、すでに中学校では、町職員や町長が出前授業を行っている。まちづくりへの関心を高める機会あるいは地域の歴史を知り郷土愛を醸成する時間を確保しながら、子どもたちが小さなときからまちづくりへの関心を持って、まちに誇りを持つような取り組みをこれからも継続していく。
当然、まちづくりの基本となるこういった条例も、学習の時間に紹介して学べる機会を持ちたいと考えている。

【委員】

- ・前文の中で「シビックプライド」という単語を使っている。非常に良い意味の単語だと思うが、説明がないと意味が伝わりにくい。説明を入れるのであれば前文ではなく解説文に入れてもらいたい。
- ・冒頭に聖徳太子や和の精神といった文言で王寺町らしさを出そうとしている中で、「シビックプライド」という横文字の単語が入ることに少し違和感がある。この部分は素直に、「町を愛し、誇りに思うとともに」という形でよいかと思う。
- ・あとがきをどうするかについて、前文はオーソドックスな形式にしてもらいたい。ただし、事務局提案のものは長い。例えば「奈良盆地の156の河川を集めた大和川が大阪に注ぐ奈良県の出口に位置し」とあり、そのすぐ後には「奈良県の西の玄関口として」とあるが、同じ内容を記載しており、まとめられる。
また、先ほど指摘があったように、用語の説明が入りどんどん長くなってしまっている部分もある。今の事務局からの提案は、王寺町民として町外の人に宣伝したいことを一生懸命書いている。それを全部入れようとするからこれだけのボリュームになっている。逐条解説で説明するなどの工夫をすれば短くなると思う。
- ・日本国憲法の前文も長い。そういう意味では、長い前文も1つの選択肢。
もし短くするのであれば、意味は変えずに上手くまとめられると思う。憲法のように、思いを込めたいということであれば、全部が必要だと思う。
- ・前回、全体の量が重いということもあって、前文の大部分をあとがきに持ってくるのはどうかという提案をしたが、意見があったように、ある程度シンプルにまとめていくことは賛成。
ただし、「社会潮流が変化する中においても」という部分で、歴史・伝統を守っていくとともに、新しい時代・環境に対応しなければならないことを前文に入れたいという思いがある。
今日提出されたものの中で「社会潮流が変化する中においても」とあるが、少なくともその後に「、」は入れてもらいたい。
まちづくり基本条例をつくるにあたって、引き継ぐことを前面に打ち出すのか、引き継ぐ中で新しい社会環境に対応していかなければならないという文章にするのか、私はどちらかと言うと引

き継ぎながら新しい環境に対応していくと変えてほしいという思いがあるが、歴史を守りたいという気持ちが王寺町の場合は強いと思う。

その中でも、守りながらいかに新しい時代に対応していくのかということを書くにあたって、今の書き方だと、前置きのような文章だけで終わっている。

また、歴史や伝統を守ることをまとめてシンプルに書ける部分があると思う。

◇会長の見解

・前回反映分として示した 650 字程度の文章では重いということで、シンプルに、しかしこれだけに入れてほしいという要望があった。多少加えたり除いたりということがあるかもしれないが、もっとシンプルにした前文がよいという意見も踏まえて、文言を整理しできるだけわかりやすく短くという方針になるか。

・大きな方針としてあとがきに分けないことと、シンプルに、しかし必要なことはしっかりと伝えるという前文にするということで、次回もう一度検討できれば。

なお、委員提案の前文は、子どもたち向けの教材づくりあるいは分かりやすい解説をつくらうとなったときには、効果的に使えると思うので、活用を検討できれば。

議論のまとめ

- ・形式について、あとがきは記載せず前文のみとする。
- ・現行の前文案の内容をよりシンプルにまとめ、文字数を圧縮したものを次回審議会にて提示
現在の前文案と比較検討する。

○第1条 総則

◇委員からの意見

・第1項のところで、条文をシンプルにするために「コミュニティ」の文言がなくなっているが、ここは削っていいのか。

コミュニティを作ってまちづくりを担っていこうという論理なので、「コミュニティ」は入れておいた方がよいと思う。

・第1条にコミュニティを入れるとバランスが悪くなる気がするので、第4条「町民」に入れておくとういのではないか。

・「基本理念」は「基本原則」に含めたということで理解した。それはそれでよいと思うが、「人権の尊重」の文言を入れたいと思っている。逐条解説では「基本的人権が尊重されるとともに」と書いてあるが、事務局にこの部分の考え方を説明してほしい。

【事務局】

・憲法に基本的人権の尊重が描かれており、基本的人権の尊重は当然のことだということで、基本的人権の尊重の意味も含めた「多様性の尊重」ということを条文に、「基本的人権の尊重」については逐条解説に書いている。

◇会長の見解

今日の段階では、事務局案のコミュニティについて削除したシンプルな文章を採用したい。コミュニティについては、後段の議論で改めて考えたい。

議論のまとめ

今回提案の条例案を採用

○第2条 用語の定義

◇委員からの意見

- ・第2条「用語の定義」の「コミュニティ」に関する部分について、まちづくりには一定の規模のコミュニティでないと参加できないという理解になってしまうと怖いと思っている。小さいコミュニティを排除することになったり、小さいコミュニティにまちづくり活動を任せるにしても特定の組織を通して行いなさい、となったりしてしまうと活動が広がらない。まちづくり基本条例を作るのであれば、これをきっかけに今までと違う団体がまちづくり活動に入れるようにしたい。

議論のまとめ

今回提案の条例案を採用

○第3条 基本原則

◇委員からの意見

- ・第1項「参画と協働の推進」の部分で、「町民のまちづくりへの参画と協働を応援します」とあるが、この表記でよいのか。

【事務局】

基本原則で「応援します」という表記は適切ではないので、「推進します」というような表現に変更する。

- ・前回審議会で、「町民のまちづくりへの参画と協働を応援します」の部分で、「町民の自主的なコミュニティの形成と、コミュニティを通じたまちづくりへの参画と協働を応援します」という文章にしてはどうかということを提案した。

実際、いろいろな会議にコミュニティの代表として参加したり、新たにコミュニティをつくってまちづくりに参画したりすることが主旨なので、自主的にコミュニティをつくること、コミュニティを通じた参画と協働を応援する形にしてはどうか。

- ・「人権の尊重」という文言は入れてほしい。

◇会長の見解

- ・コミュニティというまちづくりの重要な担い手をきちんと位置づけて、参画と協働を推進するという表記にはどうかという意見があった。
コミュニティあるいはコミュニティの形成を通じて参画と協働が進んでいくというまちづくりの基本的な原則を加えるということで、文言は事務局で工夫する。
- ・人権の尊重の基本的な考え方はダイバーシティの問題に通じているので違和感はないと思う。この部分は事務局で書き方を工夫する。

議論のまとめ

- ・第1項「町民のまちづくりへの参画と協働を応援します」の部分を修正
- ・第5項条文に「基本的人権の尊重」の文言を加える。
以上2点を修正し、案として次回審議会で事務局より提示し検討する。

○第4条 町民の権利及び責務

◇委員からの意見

- ・第4条でコミュニティの記載ができないか。
- ・第2項に、まちづくりへの参加の仕方として、コミュニティを通じて行うということを書き加えられるのではないか。
- ・第1項と第2項の順番が逆の方が読みやすいのではないか。

【事務局】

- ・コミュニティの文言をいろいろな条項に入れることが適切ではないかという意見があるが、前回審議会での説明の通り、できるだけ条文をシンプルにして逐条解説でしっかりと書くということを考えている。
まだ議論の対象になっていないが、後段の第13条の中で「コミュニティの形成」として、町民がどのような形で自発的にコミュニティをつくっていくのかを定めているので、コミュニティの記載については、第13条での議論を含めて考えていただければ。
- ・シンプルに条文をまとめることは大事だが、町民のコミュニティは非常に重要なポイントになる。後ろの方にコミュニティの項目を別途設けることによってカバーしているという言い方もあるかもしれないが、第3条「基本原則」や第4条「町民」に入れてしまった方が推進していることが明らかになるのではないかと思う。
- ・本文はできるだけシンプルに、簡素化していきましょうということは共通認識だったと思う。コミュニティという言葉は非常に幅広い概念なので、どの章に入っても違和感はない。コミュニティという言葉が絶対なくてはいけないということであれば入れるべきだと思うが、そうでない場合は、簡素化していくという視点に立つと、外せるところは外した方がよいのではないか。

◇会長の見解

- ・シンプルにするという意見と、必要などころにはきちんとコミュニティの文言を入れるべきとい

う意見があった。事務局で再度コミュニティの文言を入れた条文案を作成し、次回に本当に必要かどうか再度検討する。

議論のまとめ

・「コミュニティ」についての内容を盛り込んだ修正案を次回審議会で事務局より提示し、検討。

【会長】

各条文について議論しきれなかった部分もありますが、前文から第4条までについて方向づけをいただきましたので、今日のところはここまでとさせていただきます。

最終の確定は、もう一度事務局に修正していただいたものを踏まえて改めてということにしたいと思います。

4. その他

特になし。

以上